**平成２２年（フ）第１３２０６号**
東京都葛飾区亀有３丁目11番１号　ミノサンハイツ１階
債務者　有限会社日装
代表者取締役　海老沢　宏
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉久保信一
４　破産債権の届出期間　平成22年９月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２２年（フ）第２７９号**
香川県高松市田村町1179番地　市営住宅すみれ団地16棟407号室
債務者　坂居マリアエレナ
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２２年（フ）第３０８号**
香川県高松市香川町川東下1166番地12
債務者　松波　美貴（旧姓兼島）
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２２年（フ）第３１７号**
沖縄県糸満市字新垣100番地
債務者　玉城　千秋（旧姓澤岻）
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第３２０号**
沖縄県那覇市字国場968番地１　玉城アパート202
債務者　新垣　裕子
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第８２２号**
千葉県市原市西国吉1720番地97
債務者　山本　輝夫
１　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第８２３号**
千葉県市原市西国吉1720番地97
債務者　山本佐知子
１　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第４６７号**
兵庫県高砂市伊保１丁目８番45―１号
債務者　林こと　琴　　美恵
１　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第５２４号**
兵庫県神崎郡神河町野村381番地の４
債務者　内川　良道
１　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第１８５号**
北海道苫小牧市ときわ町４丁目13番18号　大内田克信方
債務者　新田　惠子
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２２年（フ）第１８９号**
北海道苫小牧市柏木町６丁目５番26号　コーポ柏木201号
債務者　門別　則雄
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２２年（フ）第１０８９号**
仙台市若林区大和町２丁目20番19号
債務者　樋口　暁子
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１０９９号**
宮城県多賀城市八幡２丁目10番41号
債務者　猪股　優子
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第３８１号**
秋田市新屋大川町37番19号
債務者　沓澤　克彦
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第７１６号**
千葉市中央区生実町1717番地の１
債務者　長谷川　徹
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第８０８号**
千葉県八千代市大和田新田15番地高津団地１街区９棟201号
債務者　平松　丈嗣
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第８１７号**
千葉市若葉区加曽利町1293番地の39
債務者　櫻井　澄江
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係